

<川越市>

川越市 「市道不正認定住民訴訟」

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。

事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

第9回(7月17日)裁判傍聴記

ついに核心に触れた裁判長

川越市の市道 5565 号(寺尾大仙波線)をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟(平成 30 年<行ウ>第 10 号事件)の9回目の裁判が、7月17日<水>11時、さいたま地裁C棟 105 法廷にて開かれた。

前回欠席だった補助参加人・川合善明市長は、早々と傍聴席に待機していたが、その席は奇しくも私(本紙・松本)のひとつ前であった。川合善明市長は落ち着きなく、キョロキョロと辺りを見回す容子は相変わらずだ。

今回で数えて9回目となる口頭弁論は、大きな局面を迎えた。

前回、川越市は原告住民が「消えた代替地希望者」としていた「Z氏(準備書面では実名が記載されている)」の存在を初めて開示した。

前々回7回目の弁論で、裁判所から

「そもそも代替地希望者は存在したのか? 本件当該地の分筆、売買が繰り返された当時、それぞれの代替地希望者は具体的にいつ希望し、結果的に現在も空き地となったままの、代替地を希望しながら途中で消えた世帯は誰なのか? といった具体的な経緯を公文書に基づいて説明せよ」と指摘されたからである。

だが、その書面には次のような不可解な記載があった。

『Z氏（原文では実名）は、この説明会（平成21年5月15日）において、代替地の存否について関心を示していた。』

「**関心を示していた**」とは、具体的に何を意味するのか。

「**代替地を申請する手続をした**」とは書かれていない。平成21年5月の時点で「**関心を示していた**」なら、その後、実際に「**代替地を申請した**」のは何時なのか。市の書面を読んでも、Z氏が代替地を申請したとの説明は出てこない。

市はこの程度の説明で、代替地の取得を希望する者が「**4軒分**」あり、市道を設置する必要は十分あった、と主張しているのである。

この市の書面を読んだ裁判長は「**平成21年に何が起きたのかが重要だ。4軒（代替地取得希望者）との被告の説明に対して、原告らがどのように主張し、それに応じて被告がどう立証するかだろう。**」と前回期日で話していた。

これを受けて、原告らは次のように主張した。

分筆により「**幅25cm**」の土地ができた平成22年3月9日頃までに代替地を希望した者は「**1軒**」しかなく（しかもその1軒は市道設置と関係ない土地の取得を希望）、道路を設置する必要などなかった。

にもかかわらず市道設置が計画されたのは、齊木氏が川合市長と意思を通じて、齊木氏宅に通じる道路ありきの代替地整備をしたからに違いない、と。

当時から代替地取得希望者が4軒あったと市が主張するなら、そのことがわかる記録があるはずなので提出せよ、と。

原告らのこの指摘は、確かに裁判所に伝わった。

裁判長は市に対して、

- ① 平成21年暮れまでに代替地取得希望者が4軒あったかどうかどうか、
- ② 幅25cmの土地の分筆経緯はどういうものか、が本件の柱になることを踏まえて、原告らの指摘を踏まえて書面を出してもらいたい、と述べた。

つまり裁判所も、ついに「**Z氏**」の代替地要求があったのかに疑問を投げかけたのである。

どこまでも場外乱闘を持ち込む川合市長に

「それは争点ではない」と釘を刺した裁判長

この日の弁論で特徴的だったのは、裁判所が被告席の全員に対してではなく、馬橋弁護士、すなわち川越市に対して次回に提出すべき主張を指示したことだ。

端的に言えば、裁判所は補助参加人の川合市長と齊木氏代理人弁護士に経過説明を求めることを諦めたも同然の態度をとったのである。

それは前回裁判で、齊木氏の主張はあてにならないと判断したのだろう。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe83

補助参加人・川合善明市長は、「この裁判は（政治的に自分の反対勢力である）**渋谷実元県議が住民に白紙委任状を書かせて提訴した不法な訴訟で、自分を批判し続けた行政調査新聞が黒幕として画策した、市長としての自分に対するネガティブ・キャンペーンの一環なのである**」旨の主張を続けていた。

川合市長は、市道不正認定が争点の本件裁判に、本紙発行の川合市政糾弾ビラなどを「証拠」として裁判所に提出していた。裁判所は、これを「場外乱闘」と判断した。「そもそも行政訴訟で不法性を争うときに、誰の意志が契機となって訴えたのかなどは関係ありません」と清水勉弁護士は語る。

要するに行政が適法に手続きをしたかどうか、不法行為に及んだのではないかという訴えの裁判では、行政のしていることが適法かどうかだけが問題になるのであって、その裁判を起こすことを誰が焚きつけたかは問題にならないのである。

川合市長はどうもそういうことがわからないのか、「私を常に批判しているこいつら（本紙や渋谷氏）が、私の罪をでっち上げようとして、この裁判を起こしているのだ。証拠に、ほら、こんな糾弾ビラを撒くような怪しい連中なんですよ」とでも言いたげな、本件裁判とは関係ない自分の感情論が、裁判所に通用すると信じているようなのである（ちなみに、川合市長は弁護士でもある）。

困り果てた裁判所は、とにかく、市の代理人である馬橋弁護士にだけ次回期日に提出すべき主張の要旨を告げたのである。

裁判所から発言を求められていない川合市長は、被告席で立ち上がると勝手に、「**次回までにまとめのなもの**（主張？）**を出します**」と言い出した。

事実の解明が佳境に入って来たばかりで、まだ、まとめどころではない。呆れるしかない。裁判長も相手が市長であり、弁護士でもあるだけに困惑して、「**争点は代替地希望者の経緯だと思えますので**」と、やんわりと釘を刺した。

それに、川合市長の言う「**まとめのなもの**」とは、これまで同様、裁判の争点と関係のない、すべては本紙の陰謀だという感情論に違いないのだ。

時期が早すぎる以前にボツだ。裁判長に釘を刺された川合市長は、被告席で頬杖をつきながら法廷の中空に目を泳がせていた。

今回はさらに盛り上がる！

原告住民代理人・清水勉弁護士、出口かおり弁護士の黄金コンビが王手をかけるか？

閉廷後、いつものように原告住民と傍聴人に今日の裁判のレクチャーをした清水・出口弁護士。冒頭、清水弁護士が「**今回は、皆さんが驚くような切り札を用意するので、次回もどうぞ来てください**」と笑顔で語った。それは一体なんなのか？

本紙の取材に清水弁護士は「**まあ、お楽しみに**」とかわした。当初、市は本件の争点である土地の分筆について経緯を不明としていたが、前回までに「**市と齊木氏が事前に協議していた**」という事実経過を認めた。

一方の齊木氏は「**市との事前協議などなく、そもそもの地権者であったK氏から頼まれて買っただけだ**」と主張し、明白な食い違いをみせた。

本来なら起こるはずのない食い違いだ。裁判所が市の代理人弁護士・馬橋弁護士に「**あなたがちゃんとまとめてくださいね**」という意を含めた次回準備書面の指示を出したのも、それが理由だ。

こうなれば、原告側は粛々と行政手続の矛盾を詰めていけばいい。

本紙や川越市民にとって、清水勉弁護士と出口かおり弁護士はいまや川越市政の闇に斬り込む黄金コンビである。原告住民の王手も遠くないかもしれない本件裁判の次回の盛り上がりや、さらに多くの傍聴人で見守ろうではないか。

次回期日は、同じく浦和のさいたま地裁にて9月25日<水>午前11時開廷。